

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行をはじめ、国際化や情報化の進展など、社会を巡る状況は大きく変化してきており、それに伴い、子どもを取り巻く環境も大きく変化してきています。特に、情報化の進展はめざましく、インターネットやテレビゲームなどの普及により、子どもにも大量の情報が氾濫するなか、子どもの読書離れが指摘されています。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるといわれています。

こうしたなかで、国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定するとともに、同法に基づき、平成14年と平成20年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、また、埼玉県においても、平成16年と平成21年に「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進を図っています。

本市においても、狭山市教育振興基本計画のなかで、子どもの読書活動に関わる施策を総合的かつ体系的に進めるため、「狭山市子ども読書活動推進計画」を策定し、推進することとしています。こうした状況を踏まえて、本市としても、子どもに読書を通じて豊かな心を育むために、「狭山市子ども読書活動推進計画」（以下「本計画」という。）を策定したものです。

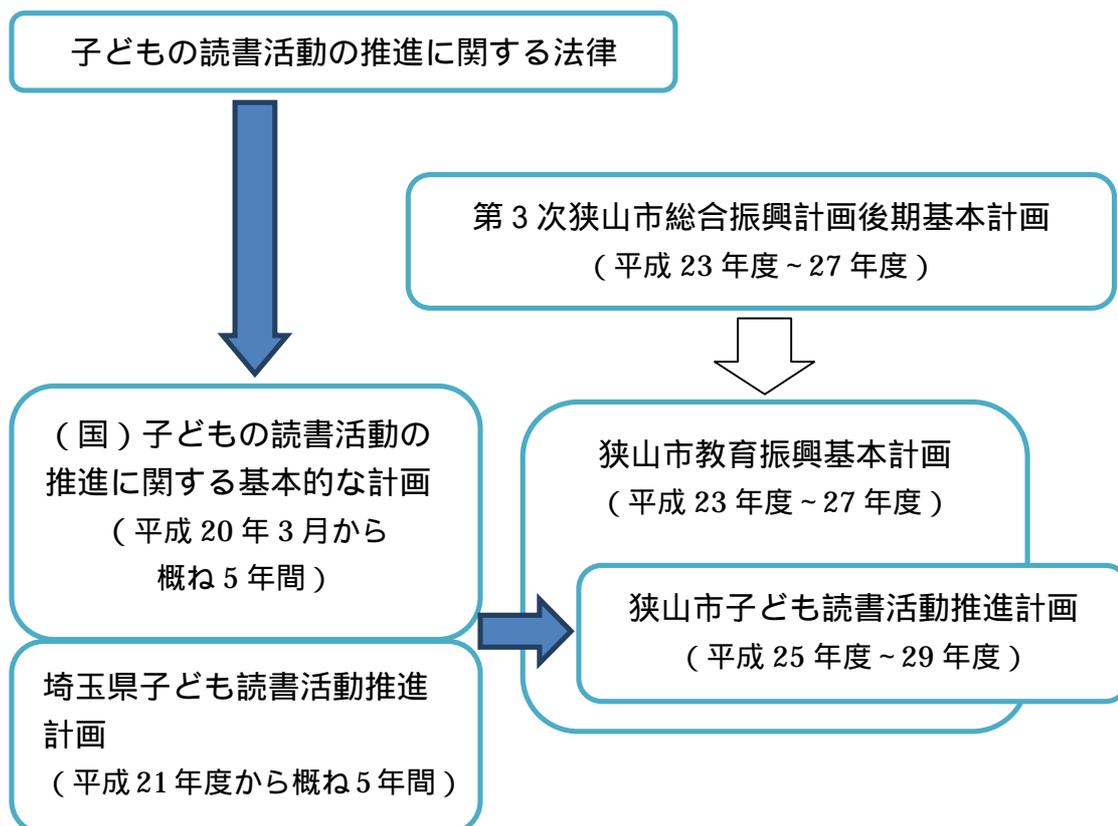
子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

第9条（都道府県子ども読書活動推進計画等）

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、第3次狭山市総合振興計画後期基本計画及び狭山市教育振興基本計画を上位計画とし、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づく計画として、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や「埼玉県子ども読書活動推進計画」を参酌して策定したものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などに応じて、必要な見直しを行うものとします。

4 計画の対象

本計画は、概ね18歳以下の子ども及び子どもの読書活動に関わる大人を対象とします。

なお、特に、学齢期¹の子どもの読書活動に重点を置いた計画とします。

¹小・中学校に就学して教育を受けることが適切とされる年齢。6歳から15歳まで。

5 子どもの読書活動推進に関する国・県の動き

(1) 国の動き

国は、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、子どもの読書活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務などを明記し、施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。また、この法律に基づき、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」（以下「第一次基本計画」という。）を策定し、平成 14 年から概ね 5 年間において、家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進、子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実、図書館などの連携・協力、啓発広報の推進を図っていくこととしました。

こうしたなか、平成 17 年 7 月に、文字・活字文化振興法が制定され、学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養に配慮するよう規定されるとともに、平成 18 年 12 月には教育基本法が改正され、教育の目標の一つに「幅広い知識と教養を身に付け、真理を探求する態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられました。さらに、平成 19 年 6 月には、学校教育法が改正され、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられました。

第一次基本計画の成果としては、全都道府県において「子ども読書活動推進計画」が定められたこと、公立図書館と連携する学校が増加したこと、12 学級以上の学校に司書教諭¹が必置となったこと、学校においてボランティアとの連携・協力が進んだことがあげられました。一方、課題としては、子どもの読書への取り組み状況として、小学校、中学校等と学校段階が進むに連れて読書離れが進む傾向にあること、市町村子ども読書計画の策定状況にばらつきが見られること、学校図書館図書標準²が達成されていないこと、子どもたちの読解力が低下傾向にあることがあげられました。

こうしたことを踏まえ、平成 20 年 3 月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」（以下「第二次基本計画」という。）を策定しました。第二次基本計画では、特に、家庭・地域・学校などごとに子

¹ 学校図書館の専門的職務を担当し、学校図書館の運営・活用の中心的な役割を担う教諭。学校図書館法の規定により司書教諭を置くこととされているが、12 学級以上の学校には配置が義務付けられ、11 学級以下の学校は当分の間設置が猶予されている。

² 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準のこと。

どもの読書活動を推進するための方策を掲げたところであります。

- ・平成 11 年 8 月 平成 12 年を「子ども読書年」とする衆参両院決議
- ・平成 12 年 5 月 国際子ども図書館の設立
- ・平成 13 年 12 月 子どもの読書活動の推進に関する法律の制定
- ・平成 14 年 8 月 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）の策定
- ・平成 17 年 7 月 文字・活字文化振興法の制定
- ・平成 18 年 12 月 教育基本法の改正
- ・平成 19 年 6 月 学校教育法の改正
- ・平成 20 年 3 月 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）の策定

（2）埼玉県の動き

埼玉県では、平成 13 年 12 月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定や平成 14 年 8 月の国の第一次基本計画の策定など、子どもの読書活動の推進に取り組む機運が高まるなか、平成 16 年 3 月に、「埼玉県子ども読書活動推進計画（第一次）」（以下「県第一次計画」という。）を策定しました。

県第一次計画は、平成 16 年度から概ね 5 年間を計画期間として、家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の充実、子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実、子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進、子どもが読書に親しむための推進体制の整備の 4 つを基本的方針に掲げ、これに基づき、施策の推進を図ってきました。

県第一次計画の成果としては、公立の小中学校を中心に全校一斉の読書活動の取り組みが進んだこと、県立図書館において県内公共図書館などの蔵書が一括して検索できる「埼玉県内公共図書館等横断検索システム」が整備されたこと、「埼玉県推奨図書」を選定し、普及・啓発が図られたことがあげられました。一方、課題としては、学校図書館図書標準の達成率が 40%程度であり、一層の促進が必要なこと、市町村での「子どもの読書活動推進計画」の策定率が 26%に留まっていることがあげられました。

こうしたことを踏まえ、平成 21 年 3 月には、「埼玉県子ども読書活動推進計画（第二次）」（以下「県第二次計画」という。）が策定されました。県第二次計画では、計画期間を平成 21 年度から概ね 5 年間とし、県第一次計画の基本方針を継承するなかで、読書の重要性についての理解の促進、公立図書館、小・中学校、幼稚園、保育所、児童館それぞれの場における読書に親しむ機会の提供と充実、公立図書館や学校図書館の環境の整備・充実などを進めることとしています。

- ・平成 14 年 2 月 「彩の国教育改革アクションプラン」の策定（読書によって言葉の力を養うことを目指した読書運動の推進に取り組む）
- ・平成 16 年 3 月 埼玉県子ども読書活動推進計画（第一次）の策定
- ・平成 21 年 2 月 埼玉県教育振興基本計画の策定（埼玉県子ども読書活動推進計画に基づき子どもの読書活動を推進する）
- ・平成 21 年 3 月 埼玉県子ども読書活動推進計画（第二次）の策定